

平成18(2006)年度の母子家庭の母等のトライアル雇用開始者は、324人(平成17(2005)年度323人)となっている。

(4) たばこ事業法の許可基準の特例

製造たばこの小売販売業の許可に当たっては、母子及び寡婦福祉法第26条等に基づき、同法第6条第6項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものに該当する者等については、許可基準の特例として、大蔵省告示(平成10年大蔵省告示第74号)2(1)に基づいて、同告示1の距離基準(図表2-1-22)を緩和した距離(距離基準に100分の80を乗じて得た距離)を適用しているところであり、平成17(2005)年度において、本特例を適用して26件の新規許可を行った。

なお、平成13(2001)年度以降、本特例を適用した新規許可の推移は、図表2-1-23のとおりである。

図表2-1-22 通常の距離基準(平成10年大蔵省告示第74号)

(単位:m)

地域区分	環境区分	繁華街(A)	繁華街(B)	市街地	住宅地(A)	住宅地(B)
指定都市		25	50	100	200	300
市制施行地		50	100	150	200	300
町村制施行地		—	—	150	200	300

(注)母子及び寡婦に対する特例は、上記距離に100分の80を乗じた距離を適用する。

図表2-1-23 母子及び寡婦に対する特例を適用した新規許可状況

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
許可件数	78件	65件	62件	47件	26件

資料:財務省理財局調べ

(5) 母子福祉団体等への事業発注の推進

母子家庭の母の就業機会の増大を図るためには、母子福祉団体等母子家庭の母の福祉の増進を主たる目的とする団体の受注機会を増大させることも有効である。

このため、国においても、地方公共団体に対し、母子家庭施策担当者の全国会議等を通じて、母子福祉団体等の事業受注の機会の増大が図られるよう配慮するという、母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法の趣旨について周知を図ったところである。

特に、地域において母子家庭の自立支援の中核となる「母子家庭等就業・自立支援センター」については、母子福祉団体に運営委託される例が多く、平成18(2006)年度には、63地方公共団体において委託されている(平成17(2005)年度は58地方公共団体)。